

Q 6

自立活動の時間における指導の授業時数 はどのように設定するのですか？

A 6

自立活動の時間に充てる授業時数は、**児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて定めます。**

詳しくはこちら



○ 自立活動の時間に充てる授業時数

自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて設定することと定められています。なぜなら自立活動の指導は、個々の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達段階等に即して行うものであるからです。

このため、各学校が個々の児童生徒の実態に応じた適切な指導を行うことができるよう、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に授業時数の標準としては示されていません。ただし、時数が示されていないからといって自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、**適切な授業時数を確保する必要があります。**

(例) 自閉症・情緒障がい特別支援学級第6学年

自立活動の時間における指導を週に1時間設定するとともに、各教科等と関連して自立活動の指導を行っている時間割の例

	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	理科
2	理科	社会	国語	社会	算数
3	家庭	図画工作	社会	体育	国語
4	家庭 / 体育	図画工作 / 音楽	外国語		音楽
5	国語	総合的な学習の時間	特別活動	理科	自立活動
6	道德			算数	外国語

(例) 知的障がい特別支援学級第6学年

自立活動の時間における指導を週に1時間設定するとともに、毎朝継続的に自立活動の指導を短時間設定している時間割の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導 自立活動				
2	国語	算数	国語	算数	国語
3	生活単元学習	生活単元学習	生活単元学習	生活単元学習	外国語
4					音楽
5	総合的な学習の時間	図画工作	外国語	体育	自立活動
6		図画工作 / 体育			特別活動

注意

上記の時間割は例であり、基準となるものではありません。児童生徒の障がいの状態等に応じて、自立活動の時間における指導を設定することが大切です。

